

# 「学びの学校づくり」と犬山市の教育改革

加地 健

## 1. はじめに

「犬山市の子どもは犬山で育てる」、「教師は子どもの心に火をつける」というのが犬山市の石田市長の好んで使う言葉です。これは、まさに教育の地方分権と規制緩和の中で、その責任は市町村にあり、市町村教育委員会が学校管理責任者として、子どもの学力保障のための主体的な取り組みをしなければいけないことを示しています。犬山市の教育改革は、まず教える教師と教わる子どもとの関係改善、つまり、授業改善こそを教育改革の基本としています。さて、学力低下論議がどんどん高まるにつれて、文科省の学力向上策だけが異常に際立って見えるのは滑稽であります。そんな中で注目すべき動きが2つありましたので、初めにその2つの動きについて指摘し、その後、犬山の教育改革について説明させていただきます。

## 2. 文部科学省における2つの動き

まず一つは、「ゆとり教育」の批判を浴び、今までは「上限である」と言ってきた学習指導要領を、「最低基準」に変更したという点が挙げられます。これについては、やや文科省も動揺しているようで、それ以上の学習内容つまり発展的な学習内容について、既に今年からその基準の枠内の教科書を使っているにもかかわらず、2005年からはその基準を超えた教科書の出版・使用を認めるとのことです。

しかし、私はこの最低基準という見解は、学力低下論をかかわすためにとりつくろおうとする策ではなく、教育現場に、教師の創意と工夫によって授業改善ができる裁量を与える、規制緩和の方向転換、政策転換だと捉えており、重要な点ではないかと思っています。今までは、なかなか教育現場で創意工夫をしようと思っても、努力が損なわれてしまうような結果でしたが、この裁量を学校現場、教育現場にもたらすことによって、失いかけてつあった新しい授業を創造するという文化が回復できる一つの糸口になります。

もう一つの点として、文科省が、平成16年度から市町村が独自で負担をすれば、都道府県教育委員会の定める定数を超えて教職員配置ができるといった見解を示したことを指摘しておきます。これについては、まさに教育現場の判断で少人数学級編制ができるということになります。今まで地方分権の教育と言われながら、絶対に教育現場で学級編制や教職員配置について裁量は認められませんでした。ところが今回の上述の見解が述べられたことによって、しかも、構造改革特区によると来年度からでも実施できるというようなことも言われていますので、現場にとっては革命的なできごとと言えます。

しかし、少人数学級が制度化されても、ただ単に学級の子どもの数を少人数にすれば成果が上がるというような単純なものではないと思います。少人数学級を学校現場の創意工夫による授業改善に結びつけないと、なかなか成果のあがるものではないでしょう。そういう点を踏まえると、やはり、これからは学校現場、教育現場の創意工夫というのが一番大切な課題になってきます。問題は授業をどう変えるかであります。上述の文科省の動きを踏まえると、まさに今、市町村教育委員会は規制緩和を活かし、地方の主体性のある対応をしなければなりません。地方に裁量が与えられたわけであり、与えられた側がこれを使いこなさなければなりません。「ゆとり教育」が混沌とし、学力低下が問われる中で、子どもの学力保障に主体的に取り組む地方の動きこそ必要であります。

教育の地方分権とは市町村教育委員会が明確な責任あるビジョンを示して、なおかつ責任ある決断をし、いかにそのことによって学校管理責任を果たしていくかということにつきます。それに対して学校現場は、それを受けて、先生方の創意工夫によって、教科の習得を高め、子ども達の学習意欲を引き出すような「授業づくり」を行うことが必要です。

## 3. 教室の改革——少人数授業の導入

次に、犬山市の教育改革についてお話させていただ

きます。犬山市の教育改革は「学び」の学校づくりです。「学び」の学校づくりの基調は、上述の通り、教える教師と教わる子どもとの人間関係を含めた授業改善です。さらに、これを支えているのは、学校の先生方の創意工夫によるいろいろな努力です。これが犬山の教育改革の基本です。

「学び」に関してはいろいろな話がありますが、犬山では、まず、教育委員会とPTA、校長会が「学び」の学校づくりを目指す、「犬山プラン」というのをまとめました。これはどういうものかと言いますと、まず教室の改革をしようと、教室には先生と子どもがいる、この関係の改革をしようということです。今までは、一箇所に40人近い子ども達を集めて、一人の先生が知識を教え込むというのが勉強でした。しかし、この勉強ではなくて、子ども達が授業を受けて、「わかった」「理解できた」と理解すること、わかることの楽しさやうれしさが次の授業も頑張るであろうという挑戦、学ぶ意欲に結びつけられるような授業を提供するような学校を作ろうということで、教室の改革を行いました。

その具体的な方法としては、平成13年度から、まず小規模の学習集団での授業、つまり、少人数授業を取り入れたことであります。平成13年度は、「さあ学校の先生方、少人数授業やるから皆さんで考えなさい」と提起しましたところ、学校で考えて、市内14校で28名の非常勤講師を欲しいという風に決まりました。それを受けて、28名の非常勤講師を出そうということで、市長が金と人をつけました。今年度平成14年度はそれが増えて、学校現場から42名の非常勤講師が欲しいという声が出ましたので、市長と教育長が、「じゃあ42名の非常勤講師を採用しましょう」と、市費で1億円近い金を投入してくれました。

このような形で少人数授業をやり、現在1年半かかって、少人数授業の成果を実証してきました。中京大学の杉江修治先生を学校客員指導主管としてお招きして、学校を回りながら研究し、成果の実証をさせていただいております。その結果、学習面や生活面でずいぶん成果があることが分かってきました。現在全国で22の都道府県で少人数学級を実施しておりますが、愛知県は実施していませんので、今回の結果を学級編制基準の権限をもつ県の方へ持っていき、県の後援つきで何とか少人数学級を実現してもらえないかと、市長が知事や県の教育長に要請しました。そして、先日、県議会において、市費の負担で少人数学級をやることについては容認していきましようという県の教育長の答

弁がありました。それで、犬山市では、来年度3小学校で、少人数学級を市の負担で実施していきたいと考えています。

それから、1年半の成果を踏まえて、先日、全国の少人数学級交流会を開催しましたところ、北海道から九州までの28の都道府県から700人近い方に来ていただいて、少人数授業の成果について、それぞれの取り組みを報告してもらいました。それによって、非常に議論が高まったということ喜んでおります。実は、平成16年度から、いよいよ市町村で教員が採用できるのであれば、犬山市では30人学級を全小中学校の14校でやろうとしております。その場合、42人の教師が必要になりますので、教育委員会では既にそれをやる方針を決定していますが、法律が改正されなければいけませんので、その辺が微妙です。

#### 4. 学校の改革：副教本作り

それからもう1点として、少人数授業だけ取り入れても、それで成果があると言い切れません。それに伴う教師の力量が向上しなければいけないからです。そのことから、犬山は「学び」の学校づくりのプランの中の2つ目に学校の改革を入れました。学校というのは、子ども達の学びの共同体だけではなく、そこには教師の学びの共同体もあるということを位置づけました。

具体的には、副教本作りを行いました。副教本は子どもが使うためだけにあるわけではありません。作る過程で教師の力量を高めるために行った活動です。したがって、この副教本の作成委員は現場の先生方がそれぞれ集まって、何を基本基礎とするのか、そして発展的内容とは何のことを言っているのか、あるいは新学習指導要領と旧学習指導要領を比べた時にどこが削除されてどこが変更されたのか、子どもがどこでつまづくのか、ということを総合的に議論しました。当然、現場の子どもや保護者・教職員からアンケートを取り、いろいろ議論を深める中で、副教本は作られてきました。

そして、作成委員はできたものを学校へ持ち込んで、「全体の教科を作らないといけなくて、皆さんいろいろと情報を下さい」というように、学校全体に呼びかけたわけです。呼びかけることによって全職員が、副教本作りに向けて頑張る結果になりました。1年間に30回以上の作成委員会をやりまして、先生方が副教本を少人数授業とうまく絡ませて使うにはどうしたら

いいかということまで考えましたので、ひとりひとりの教師の力量が相当高くなりました。

このように、「学び」の学校づくりの教室の改革として、少人数授業を導入すること、そして学校の改革として、教職員の力量を高めること、これらとともに順調に進めることができました。

## 5. おわりに

最後に、上述の活動を支える教育委員会のやる事が大事であることを指摘しておきます。現場に『学び』の学校づくりをやれやれ』と言っておいて、市町村教育委員会、私達が何もやらないというわけにはいきません。ですから、私達が「足腰の強い教育委員会」にならなくてはいけないということで体制を強化致しました。

まず、教育委員の選任にあたって、改選時に2人の方に変わっていただきました。これは市長が議会の同意を得て任命した方ですが、1人は、今まさに教育行政法が変わりつつあるところですので、教育行政についてプロとして大学で教えている名古屋大学の中島哲彦教授を隣の町から呼んで、教育委員になっていただきました。それからさらに、犬山の教育というのは重要な政策であるということを市民にわかっていただくためにも、犬山市の名誉市民の方である、谷口清太郎氏に教育委員になっていただいています。このような形で、教育委員の体制を整えました。

さらに、少人数の政策が決まるようですので、それを学校の中に円滑に取り入れるためには、指導主事が必要となります。残念ながら愛知県は市に指導主事を1人しか配置していません。そこで学校現場から校長を2人、市で買い取って、1人は主管、1人は課長ということで、現在3人が配置され、重要な政策が学校の中に順調に取り入れられるようになっていきます。そして、何よりも、犬山市の教育改革の推進力になっているのは、市長が県職員であった瀬見井氏を犬山市の教育長に招聘したことであります。犬山の教育改革を支えているのは、首長の石田市長と瀬見井教育長の両輪であります。

本論文は、2002年度公開シンポジウム（2002年12月7日）に話題提供され、学校臨床総合教育研究センター年報『ネットワーク第5号』（印刷中）に掲載されたものである。